

【本日の目次】

1. 市場トピックス
 - ◆貸借銘柄の選定についてのお知らせ

2. 市況情報
 - ◆本日の株価指標等
 - ◆ランキング情報
 - ◆前・後場概況

3. 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次 3. を抜粋しております。

=====

3. 証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No86

証券検査について（3）

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 河野 一郎

今回は、「金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」などについて説明したいと思います。

1. 概要

金融商品取引法第38条は、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして、金融商品取引業者等又はその役員・使用人がしてはならない行為を列挙しており、同条第1号において「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」を禁止しています。

また、同条第7号により、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第117条第1項第2号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」を禁止しています。

さらに、金商法第37条は、広告等の規制として、

(1) 第1項において、金商業者等は、その行う金商業の内容について広告等を

するときは、(i) 商号、名称又は氏名、(ii) 金商業者等である旨及び登録番号、(iii) 金商業の内容に関する事項で顧客の判断に影響を及ぼす重要なもの（政令で規定）を表示しなければならないとし、

- (2) 第2項において、金商業者等は、その行う金商業に関して広告等をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み等の事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないとしています。

2. 事例

「金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」などに関しては、最近、次のような事例が見られ、証券監視委が内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分を求める勧告を行っています。

- (1) ライツマネジメント(株)に対する検査（平成25年4月16日勧告）では、信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為が認められました。具体的には、当社営業員は、実在しない証券会社の営業員を名乗る第三者をして顧客に連絡させ、「ライツマネジメント(株)が販売している信託受益権は限定商品であり、購入できない方が欲しいと言っている。同社に連絡して、当該受益権を購入できれば、転売することで、短期間で儲かる」などと述べさせた上で、これを聞いて当社に連絡してきた顧客に対し、「当社が販売する信託受益権を購入すれば、転売により短期間で利益が得られる」などの虚偽の事実を告げて信託受益権の取得勧誘を行っていました。

当社が行った上記の行為は、金商法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められます。

- (2) Forex & Mineral Trading(株)に対する検査（平成24年12月21日勧告）では、集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為が認められました。具体的には、当社は、平成24年1月以降、石油採掘事業を行う企業への投資等を運用対象とする「世界エネルギーファンド」の取得勧誘に当たり、顧客に対して、当社のホームページに掲載された当社名のロゴが貼付された石油タンクと称する画像や石油採掘現場の動画等を見せ、当社が石油タンクを所有しており、世界エネルギーファンドの投資先である米国法人Aは石油採掘権を所有し、すでに石油採掘事業を開始しているとの説明等を行っていました。しかし、実際には、当社が石油タンクを所有した事実や、米国法人Aが石油採掘権を所有し、石油採掘事業を行っている事実は認められませんでした。

当社が行った上記の行為は、金商法第38条第1号に規定する金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為に該当するものと認められます。

(3) サンハーベスト(株)に対する検査(平成24年10月12日勧告)では、フィリピンの穀物事業に出資する集団投資スキーム(以下「本件ファンド」という。)の契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為が認められました。具体的には、本件ファンドに係る匿名組合契約書によれば、元本・配当は保証されないものとなっているにもかかわらず、当社営業員は、本件ファンド持分の取得勧誘において、「配当は毎月必ずもらえる。」「元本は絶対保証している。」などと、顧客に対し虚偽のことを告げていました。

当社が行った上記の行為は、金商法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められます。

このほか、A I J投資顧問(株)・アイティーエム証券(株)に対する検査(平成24年3月22日勧告)及びMRI INTERNATIONAL, INC.に対する検査(平成25年4月26日勧告)においても、金商法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当する行為が認められました。

(4) ビバーチェ・キャピタル・マネジメント(株)に対する検査(平成24年12月7日勧告)では、当社が投資一任契約の締結を勧誘するに際して使用している3種類の運用商品の顧客勧誘資料に不適切な記載が認められました。

第一に、当社は、商品の運用実績値について、異なる運用商品のものを表示するなどしてしていました。具体的には、当社は、平成23年4月及び6月に配付したA商品に係る顧客勧誘資料において、既存顧客のA商品に係る21年8月から配付日直前までの月次の運用実績値を記載していましたが、当該既存顧客が運用方針を途中で大きく変更していたことから、その運用実績値をそのまま使用したのではA商品の標準的な実績値として不適切と考え、22年4月から同年9月までの間については、他の運用商品(B商品及びC商品)で運用した既存顧客の運用実績値を使用し、さらにその実績値を加工して表示してしていました。また、同様の理由から、23年3月から同年5月までの間については、A商品に係る既存顧客の運用実績値を使用しているものの、その実績値を加工して表示してしていました。

第二に、運用商品の収益率に関して不適切な記載をしていました。具体的には、当社は、24年2月に配付したB商品に係る顧客勧誘資料において、検証期間(17年4月~24年1月)におけるB商品の月次収益率等を記載していましたが、17年4月から21年12月までの間は実績値ではなく、情報サービス会社のデータを基に独自の計算方法により算出したシミュレーションに基づく数値を記載しているにもかかわらず、その旨を注記で明示していませんでした。

第三に、複数の既存顧客の運用実績値を混在させた不適切な記載をしていました。具体的には、当社は、24年2月に配付したC商品に係る顧客勧誘資料において、C商品の運用実績値として既存顧客の月次収益率を記載していました。しかし、当該既存顧客が運用方針を途中で大きく変更していたことから、その月次収益率をそのまま使用したのではC商品の標準的な運用実績値として不適切と考え、同一の既存顧客ではなく、複数の既存顧客の月次収益率を混在させて運用実績値として記載していました。

当社の行った上記第一の行為は、金商法第38条第7号により業府令第117条第1項第2号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して虚偽の表示をする行為」に該当すると認められます。また、上記第二及び第三の行為は、金商法第38条第7号により業府令第117条第1項第2号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当すると認められます。

(5) ユーレカプロジェクト合同会社に対する検査（平成24年11月26日勧告）では、著しく事実に相違する表示のある広告をする行為が認められました。具体的には、当社は、Aが開発した株式ソフトの勧誘のために、当社ホームページに「マルチペアトレード」と称する項目を設け、株式ソフトの利用体験者（モニター）の運用実績内容を「モニターレポート」と称して広告していましたが、検査において当該モニターレポートを検証したところ、モニターは実在の人物ではなく、コメントは当社が考えた架空の内容であり、同レポートの運用実績は当社役職員が株式ソフトを用いて行った模擬取引のうち成績の良い2事例を、顧客が実際に利益を上げたかのように表示したものでした。

当社が行った上記の行為は、投資助言業務の実績に関する事項につき、著しく事実に相違する表示のある広告をするものであり、金商法第37条第2項に違反するものと認められます。

* 文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省（当時）に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より現職（証券取引等監視委員会事務局総務課長）。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>